

議案第90号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定める。

令和5年9月14日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

1 損害賠償の理由 令和5年8月17日午前10時10分頃、飛騨市宮川町
祢宜ヶ沢上地内の市道川東線において、山側法面からの落石
が、祢宜ヶ沢上方面から中沢上方面へ走行中の車両左後方に衝
突し、同車両を損傷させた。

2 損害賠償の額	580,000円		
上記金額の内訳	車両修理費	580,000円	
相手方の過失割合	0%		0円
飛騨市の過失割合	100%	580,000円	

3 損害賠償をする相手方の住所及び氏名

石川県金沢市